編集 株インタープリンツ

箇年 三万八千八百八十円

号 令 和 Ŧi.

九七

曜

火

月

H

次のように改正する。 別表の教育委員会の部の新設特別支援学校開校準備室の項を削る。 管理職員等の範囲を定める規則

H

年

(定価

大分県人事委員会規則第三十一号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(昭和四十一年大分県人事委員会規則第十二号)

の一部を

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県人事委員会委員長

石

井

久

子

経過措置

1

この規則は、 (施行期日

公布の日から施行する。

令和五年十月十日

次のように改正する。

職員の給与の支給等に関する規則

(昭和三十二年大分県人事委員会規則第十号)の一部を

大分県人事委員会規則第三十三号

のように改正する。

職員の退職管理に関する規則(平成二十八年大分県人事委員会規則第十五号)

の一部を次

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

第十四条第三号へを削り、

同号トを同号へとする。

則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

別表第三の教育委員会の部の新設特別支援学校開校準備室の項を削る。

この規則は、

公布の日から施行する。

大分県人事委員会規則第三十号

令和五年十月十日

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県人事委員会委員長

石

井

久

子

令和五年十月十日

この規則は、

公布の日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

大分県人事委員会委員長

石

井

久

子

労働基準法別表第一の号別区分等を定める告示の一部改正

○人事委員会規則

職員の退職管理に関する規則の一部改正

人事委員会告示

職員の初任給、

昇格、

昇給等の基準に関する規則の一部改正

管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 … 職員の給与の支給等に関する規則の一部改正

人事委員会規則

る

令和五年十月十日

職員の初任給、

昇格、

昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す

大分県人事委員会規則第三十二号

一号)の一部を次のように改正する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十五年大分県人事委員会規則第

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

大分県人事委員会委員長

石

井

久

子

第三条第三項第二号中「新設特別支援学校開校準備室並びに」を削る。

目

次

この規則は、

公布の日から施行する。

## 令和五年十月十日

## 大分県報号外(人事委規則

·	
する室長であった者については、なお従前の例による。 2 この規則の施行の日前に改正前の職員の退職管理に関する規則第十四条第三号へに規定	
○人事委員会告示	
大分県人事委員会告示第五号	
第一号の表の十二の項中 大分県人事委員会委員長 石 井 久 子	
大分県立大分支援学校   を   大分県立中央支援学校   に改め、第二号の表中「	
教育庁新設特別支援学校開校準備室 を「教育庁日田教育事務所」に改める。「教育庁日田教育事務所	
h ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
この告示は、公示の日から施行する。	